

スマイル由良エールクーポン使用可能店舗募集要領〔概要〕

（使用可能店舗の定義）

由良町が発行するエールクーポンを利用できる由良町内の店舗等
（移動販売車においては、販売元の店舗が町内にあるか、店舗がない場合は主に町内を拠点として営業していること）

（クーポン使用期間）

令和4年8月1日（月）～ 令和4年11月30日（水）

（クーポン使用可能店舗）

参加登録した町内の参加店舗

（使用可能店舗申込申請手続き等）

※「スマイル由良エールクーポン使用可能店舗申込書兼誓約書」を提出

受付開始：令和4年6月13日（月） 予定

受付時間：9：00～17：00（土日祝除く）

第1回締め切り：令和4年6月27日（月）17時まで

〈郵送の場合〉 令和4年6月24日（金）消印有効

クーポン発送時に封入（クーポン使用可能店舗一覧）

町ホームページにて広報

第2回締め切り：令和4年9月30日（金）17時まで

〈郵送の場合〉 令和4年9月28日（水）消印有効

町ホームページにて広報

（換金手続き等）

※「スマイル由良エールクーポン換金請求書」、「クーポン」を提出

受付期間：令和4年8月1日（火）～令和4年12月7日（水）

受付時間：9：00～17：00（土日祝除く）

振込回数：月3回を予定

振り込み時に10%上乘せしません。

《エールクーポン取り扱い時の注意事項》

- ① 使用可能店舗であることがわかるように、ポスターを掲示して下さい。
- ② おつりは出さないで下さい。
- ③ 現金化しないで下さい。
- ④ 著しく破損又は汚損している（半分以上破損している等）クーポンは受け取らないでください
- ⑤ 換金時に換金請求書・クーポンをご持参下さい。
- ⑥ クーポンを受け取った際に、再使用防止のため裏面の所定欄に店舗名等を記入して下さい。

(下記参照)

【クーポン見本】

(表面)



(裏面)

<ul style="list-style-type: none">●本券は令和4年に由良町が発行する500円分の金券です。●本券は由良町エールクーポン使用可能店舗でのみご利用になります。詳しくは別紙使用可能店舗一覧をごらんください。●本券は使用期限を過ぎますと無効になります。●本券は転売、現金との引き換え、および他の商品券・他の金券との交換はできません。●本券の高難・紛失または滅失に関して発行者はその責を負いません。●本券ご使用の際、お釣銭のお返しはできませんので額面以上にてご使用ください。●本券は期限内に限り現金等での払い戻しはできません。●出資または債務、たばこ等への支払いにはご使用できません。	使用期間 令和4年8月1日から 令和4年11月30日まで
	店舗名 <div style="border: 2px dashed red; border-radius: 50%; height: 40px; width: 100%;"></div> <small>*クーポンを受け取った店舗を記入してください。</small>
	発行者 由良町

←店舗名等を記入して下さい
(ゴム印等でも可です)
(枠から、はみ出し可です)